

令和 6 年度 運営指導における主な指導事例 (介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に関する事項)

1 運営基準

(1) 入退所について

【事例】

入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討していない。

ア 入所者の心身の状況，その置かれている環境等に照らし，当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて，定期的に検討する必要があります。

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針について（身体拘束の適正化）

【事例】

身体拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき項目に漏れがある。

ア 指針には次のような項目を盛り込むこととする。

- ✓ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ✓ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ✓ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ✓ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ✓ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ✓ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ✓ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

【事例】

身体的拘束等の適正化ための対策を検討する委員会の結果について，従業者に周知していることが確認できない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図る必要があります。

【事例】

指針等に基づき同意を得て身体拘束を行っていたが，緊急やむを得ない場合に該当するとは言い難い状況だった。

ア 切迫性，非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて，組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行い，身体的

拘束等の適正化に努めてください

(3) (地域密着型) 施設サービス計画の作成について

【事例】

サービス担当者会議を開いておらず、専門的な見地からの意見を求めていることが確認できない。

ア 当該計画作成にあたっては、アセスメントを実施し、入所者が抱える課題を明らかにするとともに、サービス担当者会議を開催し、担当者から専門的意見を求め、その記録を整備してください。

(4) 介護について

【事例】

褥瘡対策に関する継続的な勉強会を実施した記録が確認できない。

ア 施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させる必要があります。例えば以下のようなことが考えられるとされています。

- ✓ 当該施設における褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価する。
- ✓ 当該施設において、施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい）を決めておく。
- ✓ 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。
- ✓ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。
- ✓ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。

(5) 口腔衛生の管理について

【事例】

口腔衛生管理体制に係る計画が作成されていない。

ア 歯科医師等からの技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する必要があります。

- ✓ 助言を行った歯科医師
- ✓ 歯科医師からの助言の要点
- ✓ 具体的方策

- ✓ 当該施設における実施目標
- ✓ 留意事項・特記事項

(6) 勤務の体制の確保等について

【事例】

ユニットリーダー研修を修了した職員数が不足している。

- ア ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者を各施設に2名以上配置する必要があります。
- ※ 2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいとされています。
- イ ユニットリーダー研修未受講者がいる場合は、当該ユニットリーダーに対し、研修受講者が研修で得た知識等を伝達し、その記録を残してください。

(7) 事故発生の防止及び発生時の対応について

【事例】

事故発生の防止のための委員会の構成員が（恒常的に）介護職員のみしか出席していない。

- ア 事故発生の防止のための委員会を開催する際は、各委員が参加できるよう調整する必要があります。

【事例】

ヒヤリハットについて、内容等の報告が行われていない。

- ア ヒヤリ・ハット事例についても報告し、分析・評価した結果を従業者に周知徹底してください。

2 介護報酬

(1) 日常生活継続支援加算について

【事例】

入所者の要介護度や職員の割合を管理するに当たり、適切な頻度で算出をしていない。

- ア 届出を行った月以降においても、毎月において直近6月間又は12月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要であり、これらの割合については、毎月記録する必要があります。

(4) 栄養マネジメント強化加算について

【事例】

管理栄養士の勤務実績を確認できない。

ア 同一法人における別事業所と兼務している場合においても、当該事業所にて勤務していることが確認できるよう記録を残してください。

(5) 口腔衛生管理加算について

【事例】

当該加算に係るサービスを実施する同一月内に、医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認しておらず、またサービスの提供に係る同意を得ていない。

ア 当該サービスを実施する同一月内に医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で適切に行ってください。

【事例】

歯科医師又は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔衛生に係る技術的助言及び指導を受けていない。

ア 歯科医師又は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の入所者に対して口腔衛生の管理を行い、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行う必要があります。

(6) 褥瘡マネジメント加算について

【事例】

多職種の方が共同して褥瘡ケア計画を作成していることが確認できない。

ア 褥瘡計画は、入所者ごとに、褥瘡管理に関する事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項や、入所者の状態を考慮した評価を行う間隔等を検討し、別紙様式5を用いて作成する必要があります。

【事例】

褥瘡計画について、入所者又はその家族に説明し、同意を得ていることが確認できない。

ア 褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得る必要があります。

(7) 自立支援促進加算について

【事例】

自立支援に係る計画の評価日の記載が漏れており，医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を3月に1回行っていることが確認できない。

- ア 医師が入所者ごとに，施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い，その後少なくとも3月に1回医学的評価の見直しを行い，それを記録に残してください。

(8) 生産性向上推進体制加算について

【事例】

生産性向上に係る委員会を開催していない。

- ア 当該委員会は，3月に1回以上開催する必要があります。
- イ 当該委員会においては，下記の事項について必要な検討を行うとともに，実施状況を確認し，ケアを行う職員等の意見を尊重しつつ，必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図る必要があります。
- ✓ 「利用者の安全及びケアの質の確保」について
 - ✓ 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について
 - ✓ 「介護機器の定期的な点検」について
 - ✓ 職員に対する研修について